

6月は不法投棄防止強化月間

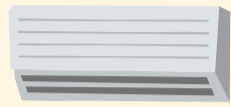
不法投棄をしない、させない

不法投棄とは、ごみを道路や空き地に捨てるなど、ごみ出しルールを守らずに捨てることです。

市では、ごみステーションへの監視カメラの設置や監視パトロールなどを行い、不法投棄を未然に防ぐための対策を強化しています。

ごみの分別・排出ルールを守り、正しく出しましょう。

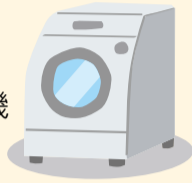
廃家電製品・粗大ごみは正しく出しましょう



エアコン



テレビ

冷蔵庫
冷凍庫洗濯機
衣類乾燥機

家電リサイクル対象品目の排出方法

- 販売店に引き取りを依頼する
- 指定引き取り場所に自己搬入する
中田屋(株) (稲毛区六方町210)
☎423-1148
日本通運(株) 千葉支店千葉中央事業所
(美浜区新港153)
☎243-0071
- 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合
☎204-5805に依頼する

家電リサイクル対象品目を除く
粗大ごみの排出方法

回収の申し込みをしてください。

- 市ホームページで申し込み

[千葉市 粗大ごみ 申込](#)

- 電話で申し込み

粗大ごみ受付センター

☎302-5374

☽月～土曜日9:00～16:00

(土曜日は11:30まで)

廃家電製品などの不用品回収業者にご注意ください！

軽トラックなどで巡回し、廃家電製品などの不用品の処理を請け負う業者や、空き地などに拠点を構え、無料回収と看板を掲げている業者は市の許可を受けておらず、廃棄物の収集や処分を行うことはできません。

こうした業者に回収された廃棄物は、不法投棄される可能性があり、また悪質な業者から高額な料金を請求されるといったトラブルの要因となります。

☎環境事業所

中央・美浜 ☎231-6342 ☎233-8046 花見川・稲毛 ☎259-1145 ☎257-6561 若葉・緑 ☎292-4930 ☎292-4305

私有地にごみを捨てられないようご注意ください

土地の所有者・管理者は、私有地のごみを自らの責任で処理しなくてはなりません。

ごみを捨てられないよう、フェンスなどを設置しましょう。

また、雑草はごみの目隠しとなりますので、定期的に刈りましょう。

不法投棄禁止！！

ごみを違法に捨てると、法律により処罰されます。



環境事業所や区役所で不法投棄禁止の看板を配布しています

光化学スモッグにご注意を！

これからの季節は、光化学スモッグが発生しやすくなります。注意報などの発令情報は、防災行政無線による市内放送のほか、次のような方法で知ることができます。

- テレホンサービス ☎238-7491、238-7492
- ちばし安全・安心メール（登録方法は【2面】）
- 市ホームページ [千葉 光化学スモッグ](#)

注意報などの発令時の注意点

- 外出を控えましょう。
- 屋外での激しい運動を控えましょう。

症状が出たとき

- 目がチカチカしたら洗顔しましょう。
- のどや鼻に刺激を感じたら、うがいをしましょう。

☎環境規制課 ☎245-5189 ☎245-5581

庭木や家庭菜園などへの薬剤の使用は控えめに！

病害虫や雑草が気になる時期ですが、害虫の捕殺などの対策を優先的に行い、周辺住民の健康や生活環境に影響を与えないよう、薬剤はできるだけ使用しないようにしましょう。また、やむを得ず使用する場合は、次の点に注意しましょう。

- 病害虫が発生した箇所のみ、必要最小限の散布にとどめましょう。
- 風の弱い日や人通りの少ない時間帯を選びましょう。
- 薬剤の使用法や注意事項を必ず守り、使用前には周辺の方に周知しましょう。

☎環境保全課 ☎245-5185 ☎245-5553

